

## 申請を偽り、雇止めを不問にした悪質な報告書

——文部科学省に対して、理事長の責任も含めた全容解明を求めます

10月19日 理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク

理化学研究所が日本学術振興会の卓越研究員事業で「原則7年」と申請しておきながら、採用した元ユニットリーダー（UL）を4年半で雇止めた問題をめぐり、理研が設置した調査委員会（白井幸夫委員長）が9月29日に記者会見を開きました。調査委員会は、法的に問題はなかったとする調査報告書を公表しました。

これに対して、告発した元ULは「納得できない」とコメントしています。

元ULは、文部科学大臣若手科学者賞などを受賞し、去年は国際的な科学誌『ネイチャー』に論文が掲載され、雇止め後は中国の大学で教授を務めています。理研がこの元ULを雇止めたことは、「国益に反する」とメディアなどから批判されています。

調査委員会は、調査対象を元ULと理研との間の契約関係にほぼ限定し、国会に提出された「雇用期間を原則7年間」と明記した卓越研究員事業の機関申請書（様式1）に触れずに、（様式2）の申請書の「備考欄」の記述を使って、任期は7年に満たないことは明示していたので、4年半しか雇わなかったとしても問題がなかったという結論を導き出しています。また、雇止めの原因となった10年の雇用上限（10年ルール）やそれを元ULに適用したこととの当否を調査対象から外しています。

問題の核心である理研の文科省への申請内容を捻じ曲げ、雇止めの口実となった無期転換逃れのための違法な「10年ルール」を不問にしたことは、理研の違法行為を隠ぺいするための恣意的な調査と言わざるをえません。

実際、調査報告書は「はじめに」で「本報告書は、貴研究所の依頼の基づき、貴研究所の今後の対応検討のための参考資料として作成したものであり、本報告書の内容に関しては、当職らは貴研究所以外の者に対し何ら責任を負うものでもありません」と記しています。

つまり、この報告書はあくまで理研のために作った参考資料であり、社会的には何ら責任を負わないと宣言しています。

記者会見も、調査委員会の責任者であるはずの白井幸夫委員長が、突発的な理由ではなく、当初から別件を優先させて遅刻をするという前代未聞のものでした。委員長が責任をもって記者会見を主催しているとは到底言えないものでした。

当ネットワークは、この問題が国会で審議された直後の5月26日付で「『卓越研究員事業』における理研の虚偽申請の全容解明を求めます」を公表し、全容解明は理研の監督官庁である文部科学省の責任で行うことを求めました（<https://riken-net.org/rn-statement/rn-statement-20230526-J.pdf>）。

声明では「理研任せでは全容解明は期待できません」と指摘しましたが、今回の調査報告

書は、この指摘を裏付けました。調査報告書が公表されたことで、この問題の幕引きを図るなどということは絶対に許されません。あらためて文部科学省による全容解明を求めます。

以下、調査報告書の問題点と理研による違法行為について述べます。

## 1. 理研の申請内容を捻じ曲げ、申請通りに雇用しなかったことを不問に

調査委員会を設置する契機となったのは、5月24日の衆議院文教科学委員会での宮本岳志議員による質問です。宮本議員は、理研が2018年に元ULの今後の任期が4年半であるのに7年と偽って振興会の「卓越研究員」に応募し、振興会から資金を得ながら、元ULの通算雇用期間が10年を超え、無期雇用に転換する権利が得られる直前の今年3月末に雇止めした問題を取り上げました。

永岡桂子文部科学大臣（当時）は、「説明と異なる形で雇用が終了したことは大変遺憾」と答弁しました。宮本議員が全容解明を求めると、大臣は理研が調査を開始したことを明らかにし、「その結果を踏まえ卓越研究員事業の対応策を検討していく」と表明しました。

理研は、7月24日に外部有識者による調査委員会を設置したことを明らかにしました。

調査報告書の最大の問題は、理研が文科省に対して「雇用期間を原則7年間」と申請した書類を隠したことです。文科省が宮本議員に提出した理研の「(研究機関\_様式1)平成30年度卓越研究員事業 研究機関申請書」の実施体制の欄には「卓越研究員が、所内の大型施設、共用機関等、理研の充実した研究環境の下で、存分に自律的な研究が実施できるよう、雇用期間を原則7年間とした安定性のある雇用環境を用意する」と明記しています。国会質問ではこの部分を読み上げられ、宮本議員は「この申請書を見て、文科省は事業に適合していると判断したはずです」と指摘しています。そして、理研が毎年提出した事業結果報告書の補助事業の達成状況についても「任期を7年（ポストによっては、評価により10年まで）」と書かれていることも紹介しています。

調査報告書は、国会で取り上げられたこの申請書に触れていません。18ページに「卓越研究員事業研究機関申請書」とありますが、これは「(研究機関\_様式2)」であって「(研究機関\_様式1)」の付録に当たるものです。しかもその備考欄に「単年度契約の任期制職員で、評価により2025年3月31日まで再契約可能。詳細は公募を参照のこと」と記載していることを示して、公募には有期雇用の通算契約期間が10年を超えることはない旨が明記されており、場合によっては、任期7年に満たないことは明示されていると強弁しています。

これは「原則7年」と申請したことを意図的に隠し、申請内容を捻じ曲げる悪質な手法です。

理研が「原則7年」と申請したから、文科省は若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できるような環境が実現できると見なし、卓越研究員事業の目的に適合していると判断したのです。

理研は「雇用期間を原則7年間」と申請し、それで補助金を得ている以上、元ULを7年間雇用する責任があります。4年半で雇止めすることは許されません。

調査報告書が強調しているように、本当に当初から 2023 年 3 月末で雇止めする、つまり卓越研究員としての雇用期間は 4 年半であることが確定しているのなら、「原則 7 年間」とする卓越研究員に元 UL は適合しません。理研が元 UL を卓越研究員に採用することは適切ではなかったのです。元 UL も 2023 年 3 月末までの雇用ならば卓越研究員に申請しなかったと証言しています。

理研がなぜ申請通りに 7 年間雇用をせずに、4 年半で雇止めしたかについては、上司のハラメントによる関係の悪化が原因だと元 UL は証言しています。この点についての調査は行っていないことを調査委員会は記者会見で認めています。調査委員会は、理研にとって都合の悪いことについては徹底して調査していないのです。

## 2. 雇止めの口実となった違法な 10 年の雇用上限を不問に

理研は文科省に「雇用期間は原則 7 年間」と申請しておきながら、元 UL を 4 年半で雇止めにしました。その口実となったのは、2016 年に不利益変更で一方向的に押し付けた 10 年の雇用上限（10 年ルール）です。

2013 年の労働契約法 18 条の改正などにより、研究者は有期契約が 10 年を超えた場合（一般労働者は 5 年）、労働者本人の申し出があれば無期雇用契約に転換することが使用者に義務付けられました（無期転換ルール）。2016 年、理研は一方向的に就業規則を変更して、無期転換権を与えないために起算点を 2013 年にさかのぼって 10 年の雇用上限を研究者に押し付ける不利益変更を強行しました。

今年 3 月末はその 10 年目にあたるために 380 名の研究者らが雇止めの危機に直面し、そのうち 184 名は理研での雇用を失いました。元 UL はそのうちの一人です。

厚生労働省は「無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましくない」と国会で繰り返し答弁しています。また、就業規則で労働者に不利益変更をする場合には合理的な理由がない限り認められません。それは、最高裁の判例などで確立した原則となっています。

理研による「10 年ルール」の押し付けは、無期転換の適用を意図的に避けるための脱法行為です。変更の合理的理由もなく、労働契約法 18 条に違反します。

理研は、2018 年にも 5 年の雇用上限を理由に事務系職員の大量の雇止めの強行を企てました。しかし、労組の反対、野党の国会での追及により、雇止めの 1 カ月前に 5 年上限を適用しないことを発表して、雇止めを回避しました。今回の雇止めは、法的には 2018 年のケースと同じです。違法であることは、誰よりも理研当局自身が理解しているはずですが。

ところが、調査委員会は、この「10 年ルール」を理研がすでに撤廃したなどの理由で調査の対象としませんでした。理研が「10 年ルール」を撤廃したのは、違法性が高いことを理研自身が認めているからです。その「10 年ルール」を口実にして、元 UL が雇止めとなったにもかかわらず、調査委員会が「10 年ルール」やこれを元 UL に適用したことの当否を調査対象から外したのは、理研の違法行為を不問にするためと言わざるを得ません。

### 3. 事業結果説明書の記載について

調査報告書は、2019年の事業結果説明書では、元ULについて「任期を7年」と報告し、2020年、21年、22年の提出でも同様に報告していることを認めています。調査報告書は、その理由について前年度の文書をコピーして一部のみを修正して作成していたからで、意図的に改竄しようとしたものではないとしています。

しかし、なぜ事業結果説明書に「任期を7年」と記載したかと言えば、そもそも機関申請で「雇用期間を原則7年間」と明記したからです。それが毎年同じように記載されたのは、卓越研究員としての雇用期間は7年間という理研の方針は当初から一貫していて、それを変更する意思決定を理研が行っていないからです。

しかし、調査報告書は、元ULの実際の任期は4年6カ月であり、明らかに事実と異なる記載をしていると担当部署である外部資金室の責任にしています。

これは、理研がそもそも「雇用期間は原則7年間」と申請したことを隠すことによって作り出した詭弁です。

元ULを卓越研究員として原則7年間雇用すると申請したのは、松本紘一理事長です。それを4年6カ月で雇止めすると最終的に判断したのは、五神真理事長です。この五神理事長の責任を外部資金室に押し付けるための詭弁と言わざるを得ません。

五神理事長は、卓越研究員制度の制度設計を検討した文科省の委員会の主査を務めています。優先的に常勤・定年制の職に就けるよう後押しすることで、優秀な人材を日本国内にて確保するためにと自ら創設しておきながら、その趣旨に反する雇止めを強行した五神理事長の責任は厳しく問わねばなりません。

国会で文科大臣は、理研の調査の「結果を踏まえ卓越研究員事業の対応策を検討していく」と答弁しています。文科省に対しては、このような悪質で無責任な調査結果でこの問題の幕引きを図るのではなく、「原則7年間」雇用すると申請しながら、違法な雇止めを強行した五神理事長の責任を追及することを求めます。

以上